



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則(四九・税務課)……………1

人事委員会規則

○人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則……………4

規 則

秋田県条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十九号

秋田県条例施行規則及び秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(秋田県条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の三中「及び法」の下に「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。)」を加え、「又は充当した」を「充当し、又は納付した」に、「及び令第六条の十三第二項」を「令第六条の十三第二項及び暫定措置法第十六条第五項」に改める。

第十五条第一項の表中「第六条の十三第二項」の下に「暫定措置法第十六条第五項」を、「充当」の下に「・納付」を加える。

第二十七条第一項第二号中「農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項の規定に基づく」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

第十一条第一項第一号の規定に基づく同法別表第一第八号の下欄に掲げる」に改め、同項第九号中「第五条第一項第二十九号ヲ」を「第五条第一項第二十九号ワ」に、「医療保健事業」を「医療保健業」に、「その」を「その」に改める。

様式第三十号その一を次のように改める。

様式第30号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その1

(A4判)

法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の更正(決定)及び加算金額決定通知書							
所在地 名称 法人番号						年 月 日 秋田県 地域振興局長 印	
<p>地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 この通知により納付すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。</p>							
事業年度(計算期間)		～		法定納期限		区 分	
法人 事業 税				法 人 県 民 税			
更正 (決定)	所得	摘要	課税標準 (千円)	税率 $\frac{\quad}{100}$	税 額 (円)	更正 (決定)	
		所得金額総額					課税標準となる① 法人税割額(千円)
		年 万円以下の金額					法人税割額(①× /100)
		年 万円超・ 年 万円以下の金額					外国法人税等の控除額
		年 万円超の金額					仮装経理に基づく 法人税割額の控除額
	割	計				利子割額の控除額 (控除した金額)	
		軽減税率不適用法人の金額				課税免除額	
	付加 価値割	付加価値額総額				更正(決定)後の法人税割額	
		付加価値額				更正(決定)後の均等割額	
	資本 割	資本金等の額総額				更正(決定)後の法人県民税額	
		資本等の金額				既に納付の確定した 当期分の法人税割額	
	収入 割	収入金額総額				既に納付の確定した 当期分の均等割額	
		収入金額				既に納付の確定した 当期分の法人県民税額	
	更正(決定)後の事業税額					租税法の実施に係る 法人税割額の控除額	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額					過大還付請求利子割額	
課税免除額					差引		
既に納付の確定した当期分の事業税額					この通知により納付 すべき法人税割額		
租税法の実施に係る 事業税額の免除額					この通知により納付 すべき均等割額		
この通知により納付すべき事業税額					この通知により納付 すべき法人県民税額		
内 訳	所得割				還付利子割額		
	資本割						
付加価値割							
収入割							
地 方 法 人 特 別 税							
更正 (決定)	摘要	課税標準 (千円)	税率 $\frac{\quad}{100}$	税 額 (円)			
	所得割に係る地方法人特別税額						
	収入割に係る地方法人特別税額						
	更正(決定)後の地方法人特別税額						
	仮装経理に基づく 地方法人特別税額の控除額						
	課税免除額						
	既に納付の確定した 当期分の地方法人特別税額						
租税法の実施に係る 地方法人特別税額の免除額							
この通知により納付 すべき地方法人特別税額							
加 算 金	区 分	基本税額 (千円)	率 $\frac{\quad}{100}$	金 額 (円)			
	過少申告 加算金	通常額					
		加算額					
		計					
	不申告 加重 加算金						
二以上の道府県において事業所等をして事業を行う場合の分割課税標準額等							
法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
分 割 基 準	総 数 (円)			法 人 税 総 額 (円)			
	本 県 分 (円)			分 割 基 準	総 数		
	総 数 (円)				本 県 分		
	本 県 分 (円)			利子割額(控除されるべき額)			
延滞金額	法律による金額						
この処分に不服がある 場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)						

(収納管理に係る書類の様式)
第九十七条 次に掲げる書類の様式は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 証券還付請求書 様式第一号
 - 二 領収証記載事項修正通知書 様式第二号
- 2 次に掲げる書類の様式は、別に定める様式によるものとする。

- 一 現金出納整理表
 - 二 払込書
 - 三 収納金払込報告書
 - 四 証券の支払拒絶に伴う収納取消通知書
 - 五 収納取消報告書
 - 六 過誤納金等還付(充当・納付) 決議書
 - 七 歳入下戻調書
 - 八 科目更正(充当処理・納付処理) 通知書
 - 九 過誤納金等還付(充当・納付) 明細書
 - 十 領収証等記載事項修正決議書
 - 十一 調定・収入額集計表
 - 十二 徴収金欠損処分決議書
 - 十三 徴収金欠損処分通知書
 - 十四 決算調書
 - 十五 保管金充当処理決議書
- 第九十九条 次の掲げる書類の様式は、別に定める様式によるものとする。
- 一 徴収猶予承認(不承認) 決議書
 - 二 徴収猶予期間延長承認(不承認) 決議書
 - 三 徴収猶予取消決議書
 - 四 換価猶予決議書
 - 五 換価猶予取消決議書
 - 六 滞納処分停止決議書
 - 七 滞納処分停止取消決議書
 - 八 保全担保提供命令決議書
 - 九 保全差押金額決定決議書
 - 十 延滞金額減免決議書
 - 十一 督促状発付決議書
 - 十二 差押財産換価決議書
 - 十三 公売処分終了決議書
 - 十四 延滞金免除決議書

- 十五 担保整理簿
 - 十六 受託証券整理簿
 - 十七 徴収嘱託書
 - 十八 徴収嘱託変更(取消) 通知書
 - 十九 受託徴収金整理簿
 - 二十 受託徴収金送付書
 - 二十一 徴取引継書
 - 二十二 徴取引受書
 - 二十三 回答書
 - 二十四 引継(引受) 調定決議書
 - 二十五 滞納記録整理票
 - 二十六 滞納処分記録簿
 - 二十七 差押財産整理簿
- 様式第一号から様式第七十八号までを削り、様式第七十九号を様式第一号とし、様式第八十号から様式第八十九号までを削り、様式第九十号を様式第二号とし、様式第九十一号から様式第二百二十二号までを削る。
- 附則
- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の秋田県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人事委員会規則

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則

(規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正)

第一条 規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「一に」を「いずれかに」に、「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(以下「公庫」という。)」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第十七条第四号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部改正)

- 第二条 規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。
- 第二十条第十号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。
- (規則七一〇七(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 規則七一二(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部改正)

第四条 規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二号を加える。

- 五 沖縄振興開発金融公庫
 - 六 地方公営企業等金融機構
- 附則
- この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄